

武豊町屋内温水プール施設整備・管理運営事業

入札説明書等に関する

第1回質問及び意見への回答

平成30年11月16日

武豊町

入札説明書 質問記入欄

No	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	①	a	項目等	質問内容	回答
1	5	2	11	(1)					本町からのサービス対の価	設計業務に係るサービス対価は設計業務完了年度とありますが、国庫補助金申請図書作成の時期はいつ頃でしょうか。	平成32年度～33年度の各年度、それぞれの段階で申請書類を整理することを想定しています。
2	5	2	11	(1)					本町からのサービス対の価	本書ならびに要求水準書に設計業務に係るサービス対価は、「設計業務完了年度」に支払われるとありますが、事業契約書(案)別紙4表3には、支払時期として「設計業務完了時の翌月」との記載があります。事業契約書(案)を正とするとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	5	2	11	(1)					本町からのサービス対の価	事業契約書に定める額を定期的に支払うとありますが支払い時期について入札審査書類別表③の運營業務費内訳にある年4回の時期という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	5	2	11	(1)					本町からのサービス対の価	開業準備業務に係るサービス対価は、維持管理及び運營業務に係るサービス対価に含まれるという認識でよろしいでしょうか。また、支払時期はいつになりますでしょうか。	開業準備業務に係るサービス対価は、設計及び建設・工事監理業務に係るサービス対価に含まれます(事業契約書(案)別紙4表2に記載の「事業者の開業に伴う諸費用」を想定)。支払い時期は平成34年3月となります。
5	6	2	11	(3)					利用料収入の還元	(前段)「利用料収入の還元」とは、自主事業(各種教室等及び物品販売等)に係る収入は対象とならないとの理解で宜しいでしょうか。(後段)また、「利益の一部相当」とは何%を想定していますでしょうか。	(前段)お見込みのとおりです。(後段)事業者の提案によるものとします。
6	6	2	11	(3)					利用料収入の還元	利用料収入の還元は利用料収入が想定を大きく上回った場合の規定であり、コストダウンによる利益の増加は対象外との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	6	2	12						建物及び土地の使用料の負担	固定資産税は発生しないという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書 質問記入欄

No	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	①	a	項目等	質問内容	回答
8	6	2	11	(2)			② ③		自主事業(各種教室等)に係る収入、自主事業(物品販売等)に係る収入	自主事業に係る収入を事業者(SPC)の収入とするのではなく、当該自主事業を実施する運営企業等の収入とすることは可能でしょうか。	事業者の提案によるものとします。
9	10	3	2				④ ⑤	b		会社を分割した際の新設会社のため会社としての継続年数は3年に満たないですが、過去に3年以上営業しているスポーツ施設の維持管理及び運営業務をそのまま引き継いでいるので維持管理企業及び運営企業の資格要件を満たしていると考えてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、元の会社から分割したことを示す資料を添付するようにしてください。
10	11	3	3				⑨		入札参加者の制限	入札参加資格停止とは、「武豊町指名停止等取扱要領」における指名停止等と同義であると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	12	3	5						参加資格要件の確認基準日	構成企業、または協力企業が参加資格要件を欠くこととなった場合の取り扱いはどうなるのでしょうか。	入札説明書 第3「6 入札参加者の変更」に記載のとおり、資格・能力等の面で支障がないと本町が判断した場合は、失格とはなりません。
12	12	3	6						入札参加者の変更	構成企業及び協力企業の追加及び変更はいつまで認められるのでしょうか。	構成企業及び協力企業の追加及び変更は原則不可です。
13	12	4							事業者募集等のスケジュール	入札説明書等に関する第2回質問・回答の公表(平成31年2月上旬)から入札及び提案に係る書類の受付締切(平成31年3月1日)までの期間が短く、質問回答の内容によっては再検討しなければならない事項が生じる可能性もあることから、質問回答の公表時期を早めて頂くことはできませんでしょうか。	ご意見として承ります。
14	15	5	2	(10)					ヒアリング等の実施	ヒアリングは提案書の内容に関するものであり、提案書にはない動画の使用や模型の持ち込みは認められない、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	16	5	3	(5)					著作権	提案書には事業者のノウハウが詰まっているため、提案書の公表については事前に事業者と協議が行われる、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

別紙1-2

入札説明書 質問記入欄

No	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	①	a	項目等	質問内容	回答
16	17	5	4						入札予定価格	「①設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価」、「②維持管理及び運營業務のサービスの対価」、それぞれの予定価格(上限価格)はない、との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	21	7	11						財務書類の提出	SPCの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする等の規定はあるのでしょうか。	毎年4月1日から翌年3月31日までとします。
18										本事業は税法上「工事の請負」又は「物品の販売」のどちらに該当するのでしょうか。	「物品の販売」に該当します。

事業契約書(案) 質問記入欄

契約書、契約約款

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
1	○										ごみ処理施設からの熱供給についての義務及び権利に関する規定をおいていただけますでしょうか。	ご意見として承ります。
2		○	2	3		6	3			本事業の事業方式	「本施設に備え付けの設備、什器、備品等は、町及び事業者の間で別途合意されない限り、町が所有」とありますが、自主事業で用いる設備、什器、備品等に関しては、事前に貴町と協議することで、事業者の所有のまま施設に持ち込むことができるとの理解で宜しいでしょうか。なお、P31の第78条4(2)ウ等には、「本施設に設置された事業者が所有する機器等」との記載があります。	お見込みのとおりです。
3		○	9	5	1	22	6			施工計画書	「地中埋設物等が、通常想定される規模のもの」とありますが、通常想定される規模はどのくらいのでしょうか。事例を、埋設物の種類とともにご教示ください。	閲覧資料及び目視等により、想定される規模の地中埋設物等を指しており、予見不可能な地中埋設物等が発見された場合の対処費用については、協議するものとします。
4		○	14	5	6	36	1			本施設の引渡しの方法	「所有権保存登記手続きに必要な書類の交付」とありますが、「表示登記手続きに必要な書類の交付」もこれに含まれるとの理解でよろしいでしょうか。その場合における事業者の業務範囲は「必要な書類の交付」であり、表示登記手続自体は保存登記手続と同様に、貴町が行うとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5		○	14	5	6	38				所有権保存登記	「登記手続は町が行うものとする」とありますが、登記費用についても貴町が負担するという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6		○	14	5	6	40	1			瑕疵担保責任	事業者の過失があるか否かにかかわらず、事業者が損害を賠償しなければならないとの規定は、事業者に過大なリスクを負担させるものと考えます。損害賠償義務は事業者の故意・過失によるものに限定すべきではないでしょうか。	ご意見として承ります。
7		○	19	6	1	50	1	(1)		維持管理業務及び運営業務開始の遅延	「町の責めに帰すべき事由」により遅延した場合は、本条第1項(1)に規定する金額に加え、逸失利益も補償していただけないでしょうか。	逸失利益の補償は行いません。

事業契約書(案) 質問記入欄

契約書、契約約款

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
8		○	20	6	1	52	4			本施設の修繕	「執行残額は毎事業年度の終了時に返還する」、「修繕費が不足した場合は町と協議」とのことですが、協議の結果、貴町が修繕費用の負担をしない場合、事業者は修繕をしなくてもよいとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9		○	20	6	1	52	4			本施設の修繕	修繕費が不足し、貴町と協議をしている間に事故等が発生した場合、その損害は誰が負担することになりますか。	町としても緊急性を要する場合は、協議により速やかに対応します。
10		○	20	6	2	53	1			維持管理及び運営業務に係る業務報告書	業務月報及び四半期報の提出日について、各構成企業の作成・分析、代表企業の取りまとめ(内容確認含む)等を踏まえると、翌月5営業日目までの提出は難しいと考える。翌月7営業日目(又は翌月10日)までの提出にしていただけませんか。	ご意見として承ります。
11		○	32	11		79	2	(1)	ウ	事業者による本契約の終了	「町の責めに帰すべき事由」により本契約を解除した場合は、貴町が買い取りしなかった機器等の撤去費は貴町でのご負担をお認めいただけませんか。	ご意見として承ります。
12		○	33	11		81	2	(1)	ウ	法令変更又は不可抗力等による場合の契約の終了	責任の所在が貴町、事業者のいずれにもない場合となりますので、貴町が買い取りをしなかった機器の撤去費用は折半としていただきたいと考えます。	ご意見として承ります。
13		○	33	11		81	2	(2)	イ	法令変更又は不可抗力等による場合の契約の終了	責任の所在が貴町、事業者のいずれにもない場合となりますので、貴町が買い取りをしなかった機器の撤去費用は折半としていただきたいと考えます。	ご意見として承ります。
14		○	34	12		83	3			法令変更に係る協議及び追加費用の負担	「本事業に直接関連する租税に係る法令以外の法令変更」とはどのようなものを想定されていますか。本事業に直接関連のない法令変更という理解で宜しいでしょうか。	本事業で提供するサービスに関する事項を直接的に規定する法令の内、租税に係る法令以外の法令を想定しています。

事業契約書(案) 質問記入欄

契約書、契約約款

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
15		○	36	14		86	3	(2)		不可抗力に係る協議及び追加費用の負担	不可抗力による損害が維持管理又は運営のどちらかに限定される場合、「ウ維持管理費」及び「エ運営費」の100分の1相当額を事業者負担とすることは、事業者に過度の負担を強いることとなります。維持管理又は運営のどちらかに限定される場合は、「ウ維持管理費」又は「エ運営費」の100分の1相当額としていただきたいと考えます。	ご意見として承ります。

契約書別紙

No	別紙番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
1	3	45						維持管理及び運営業務契約履行保証保険	履行保証保険契約による対応の場合、維持管理企業・運営企業が各担当業務を分担して実施しますが、業務分担毎に履行保証保険契約を締結して対応することも可能、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	4	46	1		①			出来高払金の額	出来高払金の算定式は、「建設・工事監理業務のサービス対価の総額×当該年度の出来高割合×9/10」とありますが、「出来高割合」の決定方法(貴町はどのように出来高割合を確認されるのか)について、ご教示ください。	工事監理者が作成した出来高設計書等に基づいて、本町の検査の担当者が立合った上で出来高検査を実施し、出来高割合を決定します。
3	4	46	1		①			出来高払金の額	出来高払金の算定式は、「建設・工事監理業務のサービス対価の総額×当該年度の出来高割合×9/10」とありますが、「建設・工事監理業務のサービス対価の総額」には、表2「サービスの対価の構成」の「ア 施設費」のうち「設計費」以外の費用全てが対象になる(「調査費、確認申請等の手続きに要す諸費用、事業者の開業に伴う諸費用、建中利息、その他施設整備に関する初期投資と認められる費用」も含まれる)との理解で宜しいでしょうか。	表2「サービスの対価の構成」の「ア 施設費」のうち、「調査・設計費」と「確認申請等の手続きに要する諸費用」以外の費用が対象となります。
4	4	46	1		②			維持管理及び運営業務のサービス対価	「第1回目の支払いを除き」とありますが、第1回目の対象期間が、「維持管理費」は2022年3月～6月(4ヶ月間)、「運営費」と「その他費用」は2022年4月～6月(3ヶ月間)と異なることがその理由と理解して宜しいでしょうか。	維持管理費の第1回目の支払い対象は、2022年3月分となります。
5	4	47						表3 設計及び建設・工事監理業務の金額及び支払スケジュール(円)	建設・工事監理業務のサービスの対価は、平成33(2021)年4月に当該年度の出来高の9/10以内の範囲で支払われ、平成34(2022)年3月に残額が支払われるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	4	47						表3 設計及び建設・工事監理業務の金額及び支払スケジュール(円)	「ア 設計業務費」は、様式J-1 初期投資費見積書の「調査・設計」欄の「調査・設計合計」に計上する金額になるとの理解でよろしいでしょうか。それとも、「調査・設計」欄の「設計業務費」に計上する金額になる(「調査費」、「各種申請費」、「その他」は含まれない)のでしょうか。	様式J-1 初期投資費見積書の「調査・設計」欄の「調査・設計合計」に計上する金額となります。

契約書別紙

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
7	4	47						表3 設計及び建設・工事監理業務の金額及び支払スケジュール(円)	「建設業務費」の合計(キ)は、様式J-1 初期投資費見積書の「建設工事」欄の「建設工事合計」に計上する金額と「その他費用」欄の「その他費用合計」に計上する金額の合計になるとの理解でよろしいでしょうか。それとも、「その他費用」欄の「その他費用合計」に計上する金額は含まれないのでしょうか。	様式J-1 初期投資費見積書の「建設工事」欄の「建設工事合計」に計上する金額と「その他費用」欄の「その他費用合計」に計上する金額の合計となります。
8	4	47						表3 設計及び建設・工事監理業務の金額及び支払スケジュール(円)	「工事監理業務費」の合計(ス)は、様式J-1 初期投資費見積書の「工事監理」欄の「工事監理合計」に計上する金額になるとの理解でよろしいでしょうか。それとも、「工事監理」欄の「工事監理業務費」に計上する金額になる(「その他」は含まれない)のでしょうか。	様式J-1 初期投資費見積書の「工事監理」欄の「工事監理合計」に計上する金額となります。
9	4	47						表3 設計及び建設・工事監理業務の金額及び支払スケジュール(円)	「設計及び建設・工事監理業務費」の合計(テ)は、様式J-1 初期投資費見積書の合計(消費税抜き)欄に計上する金額と一致するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	5	57	1					基本的考え方 (設計及び建設・工事監理業務)	「着工時期の同指数と比較して」とありますが、着工から竣工までの間の物価変動は改定しないとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	5	57	2					基本的考え方 (維持管理及び運營業務)	前回改定年度から累積3.0パーセント以上の差が生じない限り、物価変動による改定を実施しないというのは事業者にとって過度の負担を強いることになると思います。1.5パーセント以上の差が生じた場合は、改定していただけないでしょうか。	ご意見として承ります。

別紙1-4

契約書別紙

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
12	5	58	3					熱供給が止まった場合のサービス対価の改定に関する基本的考え方	熱供給量が入札時の想定より下回った場合には、サービス対価の改定は行われたいのでしょうか。	協議には応じます。

要求水準書、添付資料 質問記入欄

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	①	i)	項目等	質問内容	回答
1	○									目次 閲覧資料	資料4の土壤汚染調査資料は後日公開となっておりますが、いつ頃公表される見込みでしょうか。	平成31年1月中の公表を想定しています。
2	○		4	1	3	4	(1)	①		設計業務	仮に事業予定地内で土壤汚染が確認された場合、土壤汚染対策工事は当該事業の範囲外という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	○		6	1	3	5	(5)			光熱水費の 負担	「業務の効率化や省エネ技術の導入等により削減される」とありますが、削減の比較対象はどのような事を想定しているのでしょうか。	町内に同種の既存施設がないため、比較対象はありません。一般的な業務の効率化や省エネ技術の導入等により、光熱水費が低減されることを想定しています。
4	○		7	1	3	5				表1-1 本施設にお けるサービ スの対価、 運営収入の 対象	会議室の運営は「○…独立採算型事業として、運営収入により賄うもの」とありますが、学校利用時に児童更衣室として利用する際に必要な運営費用については、どのように考えれば良いか。ご教示ください。	運営業務に係るサービスの対価に見込んでいます。
5	○		11	1	6		(5)			将来人口及 び児童数に ついて	ここで記載のある「児童」とは、小学生(6歳以上12歳まで)との解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	○		12	1	6		(6)			表1-6 利用料金	利用料金で、温浴施設、スタジオ・トレーニング室、会議室については事業者の提案によるとありますが、「必ず1回利用料を設定する」もしくは「月単位の利用料のみの設定でも良い」などのガイドラインがあればご教示ください。	利用料金の設定方法(1回利用料を設定、月額利用料のみを設定等)は、事業者の提案によるものとします。
7	○		12	1	6		(6)			表1-6 利用料金	屋内温水プールの上限価格(500円/回)は税込の金額でしょうか。	税込の金額です。
8	○		12	1	6		(6)			表1-6 利用料金	屋内温水プール、温浴施設、スタジオ・トレーニング室、及び諸施設で実施されるプログラムを月内で自由に利用できる月額総合利用料金を設定することは可能でしょうか。また可能な場合に上限価格はあるのでしょうか。	可能です。屋内温水プールについては利用料金500円/回以下となるように設定してください。

要求水準書、添付資料 質問記入欄

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	①	i)	項目等	質問内容	回答
9	○		12	1	6		(6)			表1-6 利用料金	屋内温水プールの利用料金上限額(税込500円/回)は運営開始以降、価格設定が不適切となれば、要求水準を変更し、上限価格を改定できるものと理解して宜しいでしょうか。	原則、要求水準の変更及び上限価格の改定は行いませんが、協議には応じます。
10	○		13	1	6		(7)			熱供給	本施設には最大7GJ/hの熱源が供給されることとなっておりますが、供給される熱源の最小値及び平均値をご教示いただけますでしょうか。	ごみ処理施設について、最大7GJ/hの熱供給が可能な設備計画としており、最小値及び平均値は本施設の熱利用状況によって変化するものと考えます。
11	○		13	1	6		(7)			熱供給	具体的な提供熱量等の諸条件については、入札説明書公表時に提示するとありましたので、ご提示いただけますでしょうか。	知多南部広域環境組合に確認中につき別途提示します。
12	○		13	1	6		(7)			熱供給	計画停止期間中は閉館になると理解していますが、計画期間以外で熱供給が停止した場合も同様ですか。また、その間の逸失利益の負担先をご教示願います。(ごみ処理施設側の故意・過失による場合を含む)	事業契約書(案)P.58 別紙5第3項に記載のとおり、熱供給が計画外にとまった場合、本施設が休館とすることとします。その間の逸失利益は合理的に認められる範囲で町が負担することとし、協議します。
13	○		13	1	6		(7)			熱供給	記載ごみ処理施設の計画停止に伴う休館期間以外の設定された休館日の熱供給に対しても館内設備による、エネルギーの使用及び復水等の返送は業務として必須となるのでしょうか？ また、こちら(施設)からの要請による送気の停止等は受け入れて貰えるのでしょうか？(施設側による蒸気の供給停止操作含む)	ごみ処理施設としては、屋内温水プール施設休館日等に熱利用を停止しても支障ありません。ただし、熱利用を再開する場合は屋内温水プール施設設備の暖機・ドレン切りが必要となる見込みです。
14	○		13	1	6		(7)			熱供給	ゴミ処理施設の熱供給停止期間後、各槽の昇温に1日以上かかると見込まれる(補助熱源設備※ボイラー等の設置不可との表記より)場合はその期間も含め休館日として設定(提案)して宜しいのでしょうか？	お見込みのとおりです。
15	○		15	2	1	2	(2)		ii)	送迎バス	学校利用時の送迎バスの車種、大きさが決まっていたら、ご教授ください。	40人以上乗車可能なバスとしてください。
16	○		23	2	1	6		③	iii)	下水道	「武豊町下水道条例」の明細について町HPでの検索が出来ませんでした。参照出来る資料の開示、又は提供は可能でしょうか？	町HPのトップページ「例規集」より条例等が検索できますのでご確認ください。

要求水準書、添付資料 質問記入欄

No	本編	資料番号	頁	章	節	1	(1)	①	i)	項目等	質問内容	回答
17	○		24	2	1	6		⑦	v)	熱供給管	(前段)熱供給管設置工事について、道路横断部工事の工法は、開削、推進いずれの工法でしょうか。 (後段)また、敷地内配管は露出配管でよろしいでしょうか。	(前段)事業者の提案によるものとします。県と協議の上、計画してください。 (後段)ごみ処理施設側敷地内は原則地下埋設としますが、本施設側敷地内は事業者の提案によるものとします。
18	○		24	2	1	7	(1)			災害時等の施設安全性の確保	災害時の一時避難場所(津波避難ビル)として、屋上へ避難できるよう計画することとありますが、施設の最低限必要な高さ(何m以上)はありますでしょうか？また、避難人数の想定はありますでしょうか。	本町では津波避難ビルの要件として以下を定めています。この内容に準拠し、計画してください。 ①3階以上のRC(鉄筋コンクリート造)またはSRC(鉄骨鉄筋コンクリート造)の堅固な建物を基本とします。(ただし、地域の状況等によってはS(鉄骨造)等の建物および2階の建物も指定する場合があります。) ②避難に有効な階へ入口から自由にアクセスできる建物を基本とします。 ③建築年月日については、昭和56年に施行された新耐震設計基準対応後に建設された建物を対象とします。
19	○		25	2	2	1	(2)		ii)	メインプール	「コース番号が分かるように、各コースに明示すること」とありますが、常に固定で明示する必要があるのか、移動式で必要な時にのみ明示できれば良いのかなどを含め、どこから、どのように見えるよう明示すれば良いかについてご教示ください。	常に固定で明示してください。明示箇所・方法は事業者の提案によるものとします。
20	○		26	2	2	1	(5)		v)	プールサイド	「授業見学者が待機できるスペースをプールサイドに設ける」とありますが、児童が水着には着替えず、裸足で、座った状態で見学をすることを想定するので良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	○		31	2	2	7	(1)		ii)	駐車場・駐輪場	駐車場は150台分以上を整備とありますが、従業員駐車場を含んで150台以上と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	○		32	2	2	7	(4)			その他	雨水の再利用とは、適切に処理をすれば、プール水として使用してもよいとの意図ですか。	散水やトイレ用水等への利用を原則とし、プール水としての利用は認めません。
23	○		33	2	3	1			ix)	業務の対象範囲	事業者は、土壌汚染対策法に準拠し、地歴調査等、必要な申請・調査等を行うとありますが、土壌汚染調査資料が後日公開になっていますので、土壌汚染が発生した際は、汚染土壌対策費は別途精算されるとの理解で宜しいでしょうか。	汚染土壌対策工事が必要な場合は、町にて対策工事を実施します。

要求水準書、添付資料 質問記入欄

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	①	i)	項目等	質問内容	回答
24	○		36	3	3	1			iv)	基本的な考え方	(前段)事業着手に先立つ近隣住民への説明が原因で遅延した場合は、建設工事完了日が遅延しても、遅延損害金は発生しないとの理解で宜しいでしょうか。 (後段)また、上記に付随して運営開始日が遅れ、逸失利益が発生した場合、事業者側の損失を貴町が補填していただけるのでしょうか。	(前段)町の責に帰する場合は、お見込みのとおりです。 (後段)逸失利益の補償は行いません。
25	○		50	4	6	1	(2)			屋内温水プール	(前段)「施設利用者数を常に把握」のうち「常に」とはどの程度を想定しているのでしょうか。2時間毎等の目安をご教授ください。 (後段)また、利用者の把握が必須なのは、屋内温水プール施設のみという理解で宜しいでしょうか。	(前段)水質の管理を行うことを前提として、事業者の提案によるものとします。 (後段)お見込みのとおりです。
26	○		54	4	8				i)	修繕業務	「修繕に必要な経費として、総額45,000千円(税込)を上限とし」とありますが、入札予定価格3,841,343千円(税抜)に修繕費41,666千円(税抜)が含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	○		54	4	8				ii)	修繕業務	提案施設については対象外とのことですが、i)の事業期間終了後2年間の保証も同様に対象外との理解で宜しいでしょうか。	提案施設も含め、事業期間終了後2年間は、修繕を必要としないことを前提に修繕(保全)計画を作成してください。
28	○		58	5	1	7	(11)			その他	業務の一部または全部を書面にて申請・承諾を得た場合 第三者に委託することができるものとする。とありますがこのようなケース委託企業は参加表明時に書類提出は不要という理解でよろしいでしょうか。また、提案書にも記載せずでよろしいでしょうか。	事業者はSPC、第三者とは代表企業、構成企業、協力企業を指しているため、書類提出は必要です。
29	○		59	5	2					屋内温水プール運営業務	屋内温水プール運営業務の中でアクアビクス等のプールを利用したプログラムを実施することは可能でしょうか。	可能です。事業者の提案によるものとします。
30	○		59	5	2		(2)			衛生管理業務	(前段)「施設利用者数を常に把握」のうち「常に」とはどの程度を想定しているのでしょうか。2時間毎等の目安をご教授ください。 (後段)また、利用者の把握が必須なのは、屋内温水プール施設のみという理解で宜しいでしょうか。	(前段)水質の管理を行うことを前提として、事業者の提案によるものとします。 (後段)お見込みのとおりです。

要求水準書、添付資料 質問記入欄

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	①	i)	項目等	質問内容	回答
31	○		60	5	3					温浴施設運営業務	衛生管理・安全管理・温度管理と維持管理業務に近い運営をすることになっていますが健康維持増進につながる各種プログラム提供などを要望されていますでしょうか。それとも落札者決定基準別紙2にある利用促進につながる規模や設備充実を望まれているのでしょうか？	事業者の提案によるものとします。
32	○		62	5	5	1			iii)	学校利用運営補助業務	救護責任者に必要な資格等がありましたらご教示願います。	事業者の提案によるものとしますが、安全な施設運営に支障の無いようにしてください。
33	○		62	5	5	1			ix)	学校利用運営補助業務	プール横方向の使用とありますが何コースを想定されていますか。(例：技能別○コース、学級別2コース)	各授業時の内容によります。コース設定は必要に応じて、学校側が行います。
34	○		62	5	5	1				学校利用運営補助業務	学校利用時の児童の更衣は会議室を利用する場合、下足を保管するロッカーの設置場所に決まりがあるかご教示ください。 また、①更衣した衣類も同様にそのロッカーに保管するという理解で良いでしょうか。 ②児童が持参するその他荷物は無いという理解で良いでしょうか。	設置場所に決まりはありません。また、衣類の保管方法は事業者の提案によるものとします。なお、児童が持参する荷物は衣類と下足等です。
35	○		62	5	5	1			i)	学校利用指導補助員	指導補助員として2名程度、監視員として3名程度とありますが、メインプールと子ども用プールそれぞれに人員を配置しなければならないのでしょうか。	お見込みのとおりです。
36	○		64	5	6	2			ii)	利用料金徴収業務	キャンセルの申し出に対し払い戻しとありますが月額料金制度の場合、キャンセル費の額算定基準が難しいと判断します。会則で払い戻し不可と利用者理解を取り付ける方法ではだめでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
37	○		65	5	6	7			ii)	庶務業務	データ分析とはどのような分析を想定しているのでしょうか。	利用者状況の推移等が確認できる程度の内容を想定しています。
38	○		66	5	7				v)	自動販売機設置について	自動販売機の設置について、設置台数、設置場所について制限はあるのでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
39	○										要求水準書には、開業準備期間における業務内容の記載がありませんが、どのような内容をお考えでいらっしゃるのかご教示いただけますでしょうか。	施設の供用開始に際して、必要と思われる業務内容を想定しています。具体的な内容は、事業者の提案によるものとします。
40	添付	5								必要諸室リスト	必要諸室としてスタジオは1となっていますが、事業者の提案でスタジオ室数の増加を検討・提案することは可能でしょうか。	可能です。

要求水準書、添付資料 質問記入欄

No	本編	資料 番号	頁	章	節	1	(1)	①	i)	項目等	質問内容	回答
41	添付	10	63	5	5	2				送迎バス運行スケジュール	(前段)8:30-12:30の使用想定とありますが8:30に学校に迎えに行き12:30分に学校に送り届けるといった考え方でよろしいでしょうか。 (後段)この際、バス出庫場所からの距離・時間にかかる費用負担の考え方を示してください。	(前段)お見込みのとおりです。 (後段)バス出庫場所からの距離・時間にかかる費用も含め、学校利用時の送迎バス運行に係る費用は、サービス対価に含まれるものとします。
42	その他									井水利用	個別対話の結果として、井水の利用は原則不可とありましたが、保健所の許可を得てもプール水への利用は不可でしょうか。	プール水への利用は認めません。

落札者決定基準 質問記入欄

No	本編	別紙 番号	頁	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1	○		4	5	(3)		加点項目審査 (性能評価点の算定)	性能評価点の算定にあたっては、各審査委員の評価点を平均するのでしょうか。または、審査委員会において合議により評価点が決定されるのでしょうか。	審査方法も含め、審査委員会で決定します。内容をご回答できません。
2	○		4	5	(3)		加点項目審査 (性能評価点の算定)	加点項目審査において、審査は審査員各自の審査でしょうか、または、合議でしょうか。	落札者決定基準に係る質問No.1の回答をご参照ください。
3	別紙	1					評価基準	「必要な資金が確保されていることが、金融機関等の関心表明書等により確認できること」とありますが、関心表明書等はどの様式に添付すれば宜しいでしょうか。	提案書(事業収支等提案書類)に添付してください。
4	別紙	1					評価基準	「必要な資金が確保されていることが、金融機関等の関心表明書等により確認できること」とありますが、金融機関から資金調達を行わず、代表企業・構成企業の自己資金で対応する場合、関心表明書等ではなく、内部協定書等を添付すれば宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	別紙	2					加点項目審査の評価基準	Ⅱ設計業務に関する事項の(2)～(5)の4つの加点審査項目についての内容は、様式C-2の枚数制限3枚に記載すればよろしいのでしょうか。	「様式集」を修正します。ご参照ください。

様式集(入札参加資格審査) 質問記入欄

No	本文	様式 番号	1	項目等	質問内容	回答
1	○		1	入札参加グループ名	「入札参加グループ名」は、「代表企業名+グループ」とする、との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	○		1	提出書類の印刷方法	提出書類の印刷方法(片面か両面)についての記載がないようですが、様式が「指定」のものは片面印刷、それ以外のものは両面印刷も可との理解でよろしいでしょうか。「会社概要書」や「決算報告書」は、両面で作成している企業が多いため、両面印刷をお認めいただきますようお願いいたします。	構いません。
3	○		1	会社概要書	会社概要書は、会社パンフレットを添付するのでも問題ありませんでしょうか。	構いません。
4	○			会社概要書	会社パンフレットで良い、という理解でよろしいでしょうか。	様式集(入札参加資格審査)に係る質問No.3の回答をご参照ください。
5	○		1	会社概要書の内容	「会社概要書」について、記載すべき項目(資本金・従業員数など)をご教示ください。	会社名、代表者名、設立年月日、資本金、従業員数、本社所在地、主な業務内容等を想定しています。
6		1-1		参加表明書	参加表明書に記載する「商号又は名称」「所在地」「代表者名」は、武豊町の入札参加資格者名簿に記載されている内容を記入するのでしょうか。(弊社の場合は、支店、支店の所在地、支店長で登録されております。)または、これに拘らないと理解してもよろしいでしょうか。	本町の入札参加資格者名簿に記載されている内容を記載してください。
7		1-1		参加表明書	本様式に記載する企業情報は、貴町の入札参加資格者名簿に届出を行ってる名義にて作成する、という理解でよろしいでしょうか。	様式集(入札参加資格審査)に係る質問No.6の回答をご参照ください。
8		2-2~ 2-6		入札参加資格審査に関する提出書類	各業務(設計業務、建設業務、工事監理業務、維持管理業務、運営業務)以外の業務を担当する企業は当該様式は不要との理解で宜しいでしょうか。	当該様式は不要ですが、本町の入札参加資格者名簿(当該年度)に登録されている者であることを証する書類を提出してください。
9		2-2	3		実績の時点から会社名、住所等変更がある場合はそれらを証明する書類が必要か	必要です。

様式集(入札参加資格審査) 質問記入欄

No	本文	様式 番号	1	項目等	質問内容	回答
10		2-3	3	建設業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	資格を証する書類とは、あいち電子調達共同システム平成30・31年度貴町の入札参加資格者名簿(建設工事)の該当ページを印刷した書類を提出するとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11		2-3	4	建設業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	資格を証する書類とは、CORINSで宜しいでしょうか。	構いません。
12		2-7		入札参加グループ構成表及び役割分担表	本様式に記載する企業情報は、貴町に届出を行っている名義ではなく、本事業の業務担当者の名義にて作成する、という理解でよろしいでしょうか。	「商号又は名称」、「所在地」は本町に届け出を行っている名義とし、「担当者」は本事業の業務担当者の名義としてください。
13		2-8		委任状(構成企業→代表企業)	協力企業から代表企業への委任状は不要なのでしょうか。	必要です。様式2-8を適宜編集し、ご提出ください。
14		2-8		委任状(構成企業→代表企業)	本様式は「委任状(構成企業→代表企業)」とありますが、協力企業を入札参加グループに含む場合は、表題を「委任状(構成企業・協力企業→代表企業)」と修正し、適宜、記入欄を作成・追加して作成することで宜しいでしょうか。	様式集(入札参加資格審査)に係る質問No.13の回答をご参照ください。
15		2-9		委任状(代表企業用)	本様式は代表企業の代表取締役から支店長等への委任状となっておりますが、実際に入札書を提出する者への委任状は不要なのでしょうか。	必要です。様式2-9備考の記載を修正します。代理人が入札書を提出する際には、様式集(入札書類審査)様式A-3に代理人名を記載することとなります。

様式集(入札参加資格審査) 質問記入欄

No	本文	様式 番号	1	項目等	質問内容	回答
16		2-10		事業実施体制	(前段)本様式については、入札参加資格審査についてのみ使用される との理解で宜しいでしょうか。 (後段)また、本様式において貴町の要求を満たさない場合とは、どのよ うなケースが想定されますか。	(前段)お見込みのとおりです。企業名・出資の別・役割業務等を記載く ださい。 (後段)本事業の実施体制にそぐわないと本町が判断した場合となりま す。各業務を担当する企業がそれぞれの資格要件を満たすことが条件 となります。

様式集(入札書類審査) 質問記入欄

No	本文	様式 番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1	本文		1			基本事項	提案書本文のフォントの形式及びサイズについて指定はございますでしょうか。	指定はありませんが、見やすい文字フォント及びサイズとしてください。
2	本文		1	(1)	②	様式等	「使用する用紙は、表紙を含め、各指定様式を使用し、特に指定のない限りは、A4 判縦長横書き片面とすること。」とありますが、上下左右の余白や文字のサイズについては、特に指定はない(任意)との理解で宜しいでしょうか。	指定はありません。様式集(入札書類審査)に係る質問No.1の回答を合わせてご参照ください。
3	本文		1	(1)	①	記載内容全般	金融機関等からの関心表明書以外に、提案内容を裏付ける書類(地元企業等からの関心表明書、内部協定書、リスク分析表等)の添付は一切認められないとの理解で宜しいでしょうか。	認めます。
4	本文		1	(2)	②	提案書	「副本分については、……入札参加グループ名並びに代表企業、構成企業、協力企業の企業名を一切記入せず」とありますが、グループ名、代表企業、構成企業、協力企業以外の企業等の名称(例:構成企業等からの再委託先や、金融機関、資機材購入先、資機材の製造者の名称)を記載することは問題ないとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	本文		1	(2)	②	提案書	副本分については、「企業名を一切記載せず」とありますが、「正本」につきましても、「副本」と同様に企業名を表示せずに作成・提出することを認めていただけないでしょうか。(「正本」にも企業名は表示せず、匿名を使用した企業名の「対応表」を正本の最初のページに綴じ込むことを認めていただけないでしょうか。)※正本には企業名を明記し、副本は「代表企業」や「構成企業A」等に置き換える場合、文字数が変わってしまい、正本と同様に作成することが困難になる(正本と同じ行数にならない、図表の大きさが変わるなど)と考えられるためです。	構いません。
6	本文		1	(2)	②	提案書	「提案書の各項目に様式Noのインデックスを付けること」とありますがインデックスは、シールタイプを直接貼付するのではなく、耳付きのインデックスシートを差し込む方法でも宜しいでしょうか。	構いません。

様式集(入札書類審査) 質問記入欄

No	本文	様式番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
7	本文		1	(2)	③	提案書(計画図面等提案書類)	「副本分については、……入札参加グループ名並びに代表企業、構成企業、協力企業の企業名を一切記入せず」とありますが、グループ名、代表企業、構成企業、協力企業以外の企業等の名称(例:構成企業等からの再委託先や、金融機関、資機材購入先、資機材の製造者の名称)を記載することは問題ないとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	本文		1	(2)	③	提案書(計画図面等提案書類)	副本分については、「企業名を一切記載せず」とありますが、「正本」につきましても、「副本」と同様に企業名を表示せずに作成・提出することを認めていただけないでしょうか。(「正本」にも企業名は表示せず、匿名を使用した企業名の「対応表」を正本の最初のページに綴じ込むことを認めていただけないでしょうか。) ※正本には企業名を明記し、副本は「代表企業」や「構成企業A」等に置き換える場合、文字数が変わってしまい、正本と同様に作成することが困難になる(正本と同じ行数にならない、図表の大きさが変わるなど)と考えられるためです。	構いません。
9	本文		1	(2)	③	提案書(計画図面等提案書類)	「図面の各項目に様式Noのインデックスを付けること」とありますがインデックスは、シールタイプを直接貼付するのではなく、耳付きのインデックスシートを差し込む方法でも宜しいでしょうか。	構いません。
10	本文		1	(2)	④	その他	CD-Rに保存する形式について、共通様式、指定様式はMicrosoft WordもしくはExcelで保存し、指定のない様式(計画図面等)については、作成した形式(任意)で保存することで宜しいでしょうか。	Microsoft Excel形式で公表している様式はMicrosoft Excel形式及びPDF形式、その他の様式はPDF形式で保存してください。なお、PDFはテキスト検索ができるようにしてください。
11	本文					作成要領	データの提出を求められていますが、データの形式に指定はありませんでしょうか。	様式集(入札書類審査)に係る質問No.10の回答をご参照ください。
12	本文		1	(2)	②	提案書	副本分については、企業名には匿名を使用することとありますが、正本分の提案書本文には企業名を記載することが求められるのでしょうか。	事業者の提案によるものとします。

様式集(入札書類審査) 質問記入欄

No	本文	様式番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
13	本文		2			入札書類審査に関する提出書類における記載内容の留意点	「各書類の表紙の左上に通し番号」とありますが、「各書類」とは、P2の1の(2)提出部数等に記載されている「提案書(1.~6.)」、「提案書(8.~10.)」、「提案書(計画図面等提案書類)」の3種類を指すとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	本文		2			入札書類審査に関する提出書類における記載内容の留意点	「各書類の右上所定の欄に、入札参加グループ名を記載すること」とあり、様式集1(Word)の右上には「入札参加グループ名:」とあることから、様式集3(Excelの様式:H-1・16・17・18、I-1、J-1・2・3、L-1)の右上についても「入札参加者名(副本は受付番号):」を「入札参加グループ名:」と修正(L-1については追記)し、正本は入札参加グループ名を、副本は参加表明書提出時にご提示いただく記号を記載することで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	本文					入札書類審査に関する提出書類の構成 2/3	7. 計画図面等提案書類のうち、H-9の内観イメージパースには特産物販売施設と記載ありますが、こちらの施設のイメージパースは不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。代わりにスタジオ・トレーニング室、会議室のイメージパースが必要となります。様式集を修正します。
16	本文					提出書類について	登記簿謄本も申請日において発行日から3か月以内という認識でよろしかったでしょうか。	お見込みのとおりです。
17		A-3				入札書	代理人は、入札参加資格審査様式集の様式2-9の委任状(代表企業用)における受任者と同一人なのでしょうか。	お見込みのとおりです。
18		A-4 (別表)				設計及び建設・工事監理業務のサービス対価の内訳	入札説明書では設計業務のサービス対価の支払いは設計業務の完了年度に支払いとありますが、ここでは設計業務の完了時の翌月となっております。どちらが正しいのでしょうか。	入札説明書に係る質問No.2をご参照ください。

様式集(入札書類審査) 質問記入欄

No	本文	様式 番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
19		L-1	5	5	1	学校利用時の一般利用同時利用の不可	基礎審査項目チェックシートでは、温水プール施設の同時利用は不可とありますが、6月29日付けの実施方針案等に関する質問及び意見への回答の要求水準(案)の質問66においては、壁等で隔てていれば問題ないとあります。どちらが正しいのでしょうか。また、この「壁等」とは具体的にどのようなものを想定されていますか？見えなければいいのでしょうか？	学校利用時の温水プール施設の同時利用は、学校利用のスペースが一般利用のスペースから視認できないようであれば可能です。要求水準書及び様式集を修正します。 「壁等」は学校利用のスペースが視認できないものとします。

基本協定書(案) 質問記入欄

No	本編	別紙 番号	頁	条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1	本編		1				前文	代表企業、構成企業、協力企業を総称して「事業者」というとありますが、事業契約書(案)では、事業者はSPCとなるため、事業者の定義が2つあることとなりますが、不都合が生じないでしょうか。	ご意見として承ります。
2	本編		4	10			事業契約不調の場合の処理	実施方針「資料1リスク分担表」において、No.5のPFI契約に関する議会承認が得られない場合は町のリスク分担となっておりますが、このような場合(例えば、SPC設立及び解散の費用等)の負担はどのように取り扱われるのでしょうか。	事業契約締結に至らなかった場合は、基本協定書(案)第10条に記載のとおり、町及び事業者が本事業の準備に際して要した費用については、各自がそれぞれ負担するものとします。
3	本編		4	10			事業契約不調の場合の処理	第5条6項に事業者の責めに帰すべき事由による解除の規定はありますが、町の責めに帰すべき事由による解除規定がありません。町の責めに帰すべき場合は、事業者が本事業の準備に関して要した費用のご負担をお認めいただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
4	本編		6				事業者 記名押印	基本協定書にて事業者は代表取締役の記名押印となっておりますが、参加表明も代表取締役名にて記名押印するということでしょうか。または参加表明と基本協定の記名押印者は異なっても良い、もしくは、基本協定の記名押印は代表取締役に拘らないのでしょうか。いずれかご教示下さい。	参加表明書、基本協定書ともに、本町の入札参加者名簿に記載されている代表者の記名押印としてください。